

昭和二十五年文部省令第十二号

私立学校法施行規則

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基き、及びこれを実施するため私立学校法施行規則を次のように定める。

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条第二項の事業の種類は、文部科学大臣の所轄に属する学校法人については文部科学省告示で定める。

（法人が事業活動を支配する法人等）

第一条の二 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第五号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「子法人」という。）とする。

令第一条第五号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 学校法人の設立者である法人（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）の意思決定を支配している場合における当該法人の設立者である法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらは職員）

ロ 支配法人等によって当該構成員に選任された者

六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書

七 その他文部科学大臣が定める書類

ハ 当該構成員に就任した目前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

（寄附行為認可申請手続）

（法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。）

二 設立趣意書

一 設立決議録

三 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類

四 設立代表者の履歴書

五 役員に関する次に掲げる書類

イ 役員の就任承諾書及び履歴書

ロ 役員のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてないことを証する書類

ハ 役員が法第三十八条第八項第一号又は第二号に該当しない者であることを証する書類

二 寄附申込書

三 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るもの）の権利の所持についての登記所の登記書類等

四 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

五 校地校舎等の整備の内容を明らかにする書類

六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相

当する年数が経過する年度までの事業計画及

びこれに伴う予算書

七 その他文部科学大臣が定める書類

3 第一項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

4 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

5 法第三十条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、所轄が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

6 第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる書類

二 第二項各号（第七号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

三 その他所轄庁が定める書類

二 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

二 寄附申込書

三 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るもの）の権利の所持についての登記所の登記書類等

四 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

五 校地校舎等の整備の内容を明らかにする書類

六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相

当する年数が経過する年度までの事業計画及

びこれに伴う予算書

七 その他文部科学大臣が定める書類

つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者とする。

（責任の一一部免除に係る報酬等の額の算定方法）

（法第四十四条の五（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「準用一般社団・財団法人法」という。）第一百三十三条第一項第二号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員のうち理事が当該学校法人（法第六十四条第五項において準用する場合）にあつては、同条第四項の法人（以下「準学校法人」という。）の下級の役員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定められるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合については、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 準用一般社団・財団法人法第百三十三条第一項の評議員会の決議を行った場合（当該評議員会の決議の日）

ロ 準用一般社団・財団法人法第百四十四条第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合（当該決議のあった日）

ハ 準用一般社団・財団法人法第百十五条第一項の契約を締結した場合（責任の原因となる事実が生じた日（二以上日の日がある場合は、最も遅い日））

二 イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

（1）当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額

（2）当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち

（文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たる者に対しその旨を速やかに通知するものとする。）

（役員の職務の適正な執行ができない者）

（法第三十八条第八項第二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。）

（文部科学大臣は、前条第一項及び第三項の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。）

（文部科学大臣の認可の手続）

（第三条の二）

（法第三十八条第八項第二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。）

（文部科学大臣は、前条第一項及び第三項の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。）

（文部科学大臣の認可の手続）

（第三条の三）

（法第四十四条の五（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「準用一般社団・財団法人法」とい

(3) 理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(1) 又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

(2) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者四

(i) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの

(ii) 当該学校法人の業務を執行した理事
((i)に掲げる理事を除く。)

(iii) 当該学校法人の職員

(3) 理事(1)及び(2)に掲げるものを除く。)又は監事二

第三条の四 第四項(準用一般社団・財團法人法第百十一条第五項及び第一百十五条第五項において準用する場合を含む。)に規定する文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(役員賠償責任保険契約から除外する保険契約)

第三条の五 準用一般社団・財團法人法第百十八条の三第一項に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であつて、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

(寄附行為変更認可申請手続等)
第四条 法第四十五条第一項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可

等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第二条第二項各号(第一号及び第七号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。)

二 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

第三条の五 準用一般社団・財團法人法第百十一条第五項及び百零五条第五項において準用する場合を含む。に規定する文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

- 一 退職慰労金
- 二 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
- 三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上 の利益

(役員賠償責任保険契約から除外する保険契約)

第三条の五 準用一般社団・財團法人法第百十一条の三第一項に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 被保険者に被保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であつて、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該学校法人に生ずることのある損害を被保険者が填補することを主たる目的として締結される

二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人においては、次に掲げる書類については、当該学校法人の概要を記載した書類

前項	第一欄 第二欄	第三欄	前二項の規定は、第一項の寄附行為の変更等が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校の学部（以下「私立大学の学部等」と総称する）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
			第一項	第二項
当該私立大学等	当該私立大学の学部等	当該私立大学の学部等	設年度の前々年度の開設年度の前々年度	設年度の開設年度の前々年度
			十月一日から同月三日	十月一日から同月三日
			十一日までの間	十一日までの間

等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第二条第二項各号(第一号及び第七号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。)

二 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

三 その他の所轄庁が定める書類

第一項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 第二条第一項第六号に掲げる書類

二 第二条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類

三 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

三 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 開設年度の前年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

二 債負がある場合又は借り入れを予定する場合には、その償還計画書

三 第二条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

三 掲げる書類

等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第二条第二項各号(第二号及び第七号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。)

二 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

三 その他の所轄庁が定める書類

四 第一項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 第二条第一項第六号に掲げる書類

二 第二条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類

三 第三項第一号及び第二号に掲げる書類

四 その他の文部科学大臣が定める書類

八 第三条の規定は、第二項及び第四項の申請について準用する。この場合において、同項の申請については、同条中「私立大学等」とあるのは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。

九 第一項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合(広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下同じ。)に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

私立大学の学部等」とあるのは、「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは、「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは、「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは、「申請年度」とする。

第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程・学科若しくは部（以下「課程

立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該

第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第六項又は第七項の規定にかかるわらず、第二条第二項第一号及び第五号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

第一項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

第二条第二項第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

二 第三項第一号及び第一号に掲げる書類

第一項の寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することを要する。

第四条の二 前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 前条第一項第一号及び第二号口に掲げる書類

二 前条第三項第一号及び第二号に掲げる書類

三 第二条第一項第三号に掲げる書類

四 第二条第二項第四号から第六号までに掲げる書類

五 その他文部科学大臣が定める書類

第一条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類

二 前条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

三 第二条第二項第一号及び第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「二年間」とする。）

（寄附行為変更の届出手続等）

第四条の三 法第四十五条第一項（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、学校教育法第四条第二項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第一項（同法第三百三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第三百三十七条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。附則第十二項において「認定こども園法」という。）第十七条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項

二 法第三十条第一項第四号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）

三 法第三十条第一項第十一号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

法第四十五条第二項に規定する寄附行為の変更の届出を行おうとするときは、届出書に寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類、変更後の寄附行為並びに第四条第一項第一号に掲げる書類を添付して、所轄庁に提出するものとする。

（財産目録等の作成）

役員等名簿を除く。)の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならぬい。

2 法第四十七条第一項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようどし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第六十四条第四項の法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する募集又は売出しを行うもの(次項において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

3 法第四十七条第一項に規定する書類のうち収支計算書については、第一項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

4 法第四十七条第一項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人(法第六十一条第五項において準用する場合にあつては、準学校法人。)の状況に関する重要な事項をその内容としなければならない。

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第四条の五 法第四十八条第一項(法第六十四条の規定)

第五項において準用する場合を含む。)に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

(解散認可又は解散認定申請手続)

第五条 法第五十条第一項第一号に該当する場合にあつては同号に規定する手続(法第四十二条に規定する手続を含む。)、法第五十条第一項

第三号に該当する場合にあつては法第四十二
条に規定する手続を経たことを証する書類
については、第二条第一項第七号及び第四条第一
項第二号イに掲げる書類

四 第二条第二項第一号に掲げる書類
五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあ
つては、第二条第一項第七号及び第四条第一
項第二号イに掲げる書類

六 その他所轄が定める書類

(合併認可申請手続)

一 理由書

二 法第五十二条第一項に規定する手続（法第
四十二条に規定する手続を含む。）を経たこ
とを証する書類

三 法第五十五条の場合においては、申請者が
同一の規定により選任された者であることを證
する書類

四 合併契約書

五 合併後存続する学校法人（以下この項におい
て「存続学校法人」という。）又は合併に
よつて設立する学校法人（以下この項におい
て「設立学校法人」という。）について、次
に掲げる書類

イ 寄附行為

ロ 学校法人について、同号イの書類のうち
引き続き役員となる者に係る就任承諾書を
除く。）

ハ 第二条第二項第六号に掲げる書類（この
場合において、同号中「開設年度の前年度」
から開設後修業年限に相当する年数が経過
する年度まで」とあるのは、「二年間」と
する。）

六 合併前の学校法人又は準学校法人につい
て、次に掲げる書類

イ 寄附行為

ロ 貸借対照表

ハ 第二条第一項第一号から第五号まで（第
二号を除く。）に掲げる書類

附 則（平成十九年一二月二五日文部科
学省令第四〇号）抄
この省令は、学校教育法等の一部を改正する
法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）
から施行する。

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。
(施行期日)

別表（第十四条関係）

附 則（平成二六年二月三日文部科学省
令第三号）

附 則（平成二七年二月二七日文部科学省令第三号）

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三〇日文部科学省令第一三号）抄

行会第三号

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 貞 (平成二十九年九月二十九日文部科学省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。
平成三十一年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第二条第一項、第四条第二項及び第九条第二項の適用については、これらの規定中「十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十日まで」とする。

附 則（令和元年五月一〇日文部科学省
令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年九月一七日文部科学省）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校法施行規則第二条第五号ハ及び第三条の二の改正規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附則
（令和三年二月三日文部科学省令
第四号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則（令和四年九月三〇日文部科学省
令第三四号）抄